

自分らしい人生を送るために－女性の人権問題－

法律や条例も変化を…

1999(平成11)年4月1日から、「男女雇用機会均等法」「労働基準法」および「育児・介護休業法」が改正され、「男性のみ」「女性のみ」の求人が禁止されました。同年6月23日には、「男女共同参画社会基本法」も成立し、このことは、男女を問わず、個人が生き生きと仕事ができる社会の実現へとつながっています。大分市においても、2006(平成18)年10月1日に「大分市男女共同参画推進条例」が制定され、あらゆる分野での活動に、男女がともに参画し責任を担っていく社会づくりが進められています。

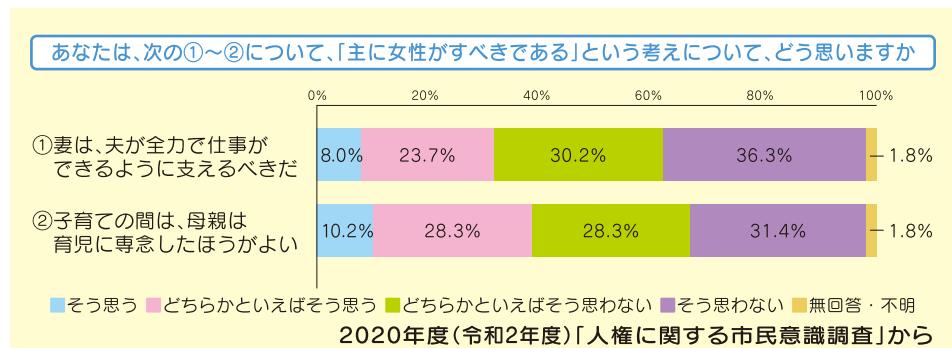
2001(平成13)年には配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「DV防止法」が施行されました。

また、2017(平成29)年1月には「男女雇用機会均等法」、2021(令和3)年6月には「育児・介護休業法」が改正され、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策に加え、2022(令和4)年4月からは段階的に育児休業の分割取得や産後パパ育休制度(出生時育児休業制度)の創設、個別周知・意向確認など、事業主には男女とも仕事と育児を両立できるような雇用環境の整備等の措置を講じることが義務付けられています。

性別で役割分担？

これまで、「男は仕事、女は家事」という性別による固定的な役割分担が、女性の社会進出を難しくしていました。

「人権に関する市民意識調査」の結果から、31.7%の人が、「妻は、夫が全力で仕事ができるように支えるべきだ



と思っており、38.5% の人が「子育ての間は、母親は育児に専念した方がよい」と思っていることが分かります。最近では、企業等で活躍する女性が多くなってきましたが、依然として「仕事はしてもよいけれど、家事や育児に影響の出ない程度で」という意識が残っている面があり、「男性は仕事、女性は仕事も家事も育児も」となりがちです。このような社会では、結婚や子育てにおける個人の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」をもつことも難しくなっていきます。

そこで今、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護の時間、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間ももてる、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の実現が求められています。

わたしたちは、性別に関わらず、すべての人が自分の能力を発揮し、自分らしい人生を送ることができよう社会の実現に向けて行動することが大切ではないでしょうか。



選択的夫婦別姓制度とは？

民法では、結婚の際、男性又は女性のいずれか一方が必ず姓を改めなければならず、その際、男性の姓を選び、女性が姓を改める例が圧倒的多数です。しかし、改姓による職業・日常生活上の様々な不公平・差別感に基づく問題が指摘され、夫婦が望む場合には、結婚後もそれぞれ結婚前の姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見があります。法務省は、国民各層の意見や、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、さらなる検討を進める事としています。